

楽レン レンタカー貸渡約款

運営会社：株式会社スマイルライド | 緊急連絡先：087-800-7304

HP 掲載用・料金／補償規定一体版

制定・施行日：令和8年9月2日

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社スマイルライド（サービス名「楽レン」。以下「当社」といいます。）は、この約款及び別に定める料金表・補償規定により貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡し、借受人はこれを借り受けます。この約款に定めのない事項は、法令又は一般の慣習によります。

当社は、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約はこの約款に優先します。

第2章 予約

第2条（予約の申込み）

借受人は、この約款及び料金表等に同意し、車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約を申し込むことができます。当社は保有車両の範囲内で予約に応じます。

第3条（予約の変更）

借受人が予約内容を変更するときは、あらかじめ当社の承諾を得なければなりません。

第4条（予約の取消し等）

一般利用者は予約を取り消すことができます。借受開始日の前日までの取消しは無料とし、当日の取消しは予約基本料金の50%を予約取消手数料として支払うものとします。法人、ディーラー、修理工場、保険会社その他当社が法人扱いと認めた利用については、原則として予約取消手数料を請求しません。ただし、個別の合意がある場合はその合意を優先します。

借受人が予約した借受開始時刻から2時間を経過しても貸渡手続に着手せず、当社への連絡もない場合、予約は取り消されたものとみなします。

当社の責めに帰すべき事由により予約車両を貸し渡せない場合、受領済金員を返還します。事故、盗難、リコール、天災その他当事者の責めによらない事由の場合も予約は取り消され、受領済金員を返還します。

第5条（代替レンタカー）

予約車種を貸し渡せない場合、当社は代替車両を提案できます。代替車両の料金が高い場合は予約車種の料金を、低い場合は代替車両の料金を適用します。借受人は代替車両を断り、予約を取り消すことができます。

第6条（予約に関する免責）

予約の取消し又は貸渡契約が締結されなかったことについて、前各条に定めるほか、当社及び借受人は相互に請求しないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合を除きます。

第3章 貸渡し

第7条（貸渡契約の締結）

借受人は借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表及び車両ごとの保険加入状況を明示して貸渡契約を締結します。借受人及びすべての運転者は、事前申告のうえ、有効な運転免許証を提示し、その写しの提出その他当社が求める本人確認に応じるものとします。

貸渡証に記載された運転者又は当社が事前に承認し運転免許証を確認した者のみが運転できます。契約者の同意のみで、未申告者に運転させることはできません。

第8条（貸渡しの拒絶）

必要な運転免許証を提示しないとき、酒気帯び又は薬物の影響があると認められるとき、6歳未満の幼児をチャイルドシートなしで同乗させるとき、反社会的勢力に該当するとき、料金滞納、過去の不返還・約款違反その他当社が安全な貸渡しが困難と合理的に判断したときは、当社は貸渡しを拒絶できます。

第9条（契約の成立）

貸渡契約は、借受人が貸渡料金を支払い、当社がレンタカーを引き渡したときに成立します。法人利用その他当社が認めた場合は、請求書払い等の別途合意した支払条件によります。

第10条（貸渡料金）

貸渡料金は、基本料金、免責補償料、付属品料金、燃料代、配車・引取料その他料金の合計です。金額はHPの最新料金表又は予約時の見積書に表示し、個別見積書がある場合は見積書を優先します。料金表は当社HPの料金表ページをご確認ください。

第11条（借受条件の変更）

契約成立後に借受期間、返還場所その他の条件を変更するときは、事前に当社の承諾を得なければなりません。当社は業務に支障が生じる場合、変更を承諾しないことがあります。

第12条（点検・貸渡証）

当社は法令に基づく点検整備を実施した車両を貸し渡します。借受人又は運転者は貸渡時に車両外観、燃料、付属品及び保険加入状況を確認し、貸渡証を使用中携帯するものとします。

第4章 使用

第13条（管理責任・日常点検）

借受人及び運転者は、善良な管理者の注意をもってレンタカーを使用・保管し、長期間又は長距離使用する場合は法令に従い日常点検を行います。

第14条（禁止行為）

借受人及び運転者は、転貸、有償運送、無断の第三者運転、競技・テスト・牽引、改造、国外持出し、法令又は公序良俗に反する使用、飲酒・薬物運転、無断延長、当社の承諾のない修理、車内喫煙及びペット同乗をしてはなりません。

禁煙には紙巻たばこ、加熱式たばこ、電子たばこ等を含みます。介助犬等については事前に当社へ相談してください。

第 15 条（違法駐車・交通違反）

使用中の交通違反は借受人又は運転者の責任で処理し、反則金、放置違反金、レッカー、保管、引取その他の費用を負担します。当社がこれらを立替えた場合、借受人は直ちに当社へ支払います。当社は警察等へ貸渡証その他必要資料を提出できます。

第 5 章 返還

第 16 条（返還責任）

借受人又は運転者は、借受期間満了までに指定場所へレンタカーを返還します。変更又は延長には事前承諾が必要です。返還遅延があった場合、1 時間につき 3,300 円（税込）の超過料金に加え、次の予約への影響、回送費その他当社に生じた損害を負担します。1 時間未満は 1 時間として計算します。

第 17 条（返還時の状態・燃料）

通常使用による摩耗を除き、貸渡時の状態で返還するものとします。燃料は指定油種で満タン返しとし、満タンでない場合は当社所定の換算料金により精算します。油種間違いによる修理、洗浄、搬送及び休車損害は借受人又は運転者の負担です。

第 18 条（清掃・臭気・禁煙・ペット）

喫煙又はペットの無断同乗があった場合、消臭・清掃等の実費及び第 25 条の NOC を負担します。著しい汚れ、臭気、嘔吐、飲食物、泥、毛、焦げ、破損等がある場合も、清掃・消臭・修理等の実費及び NOC を負担します。

第 19 条（遺留品）

返還時に遺留品がないことを確認してください。当社は相当期間保管後、法令に従い処分でき、保管・配送・処分費用を借受人へ請求できます。

第 20 条（不返還）

期間満了後も返還せず返還請求にも応じない場合、当社は警察への届出、法的措置、関係者への確認、車両位置情報の利用その他必要な措置を講じます。回収、探索及び当社に生じた損害は借受人又は運転者が負担します。

第 6 章 故障・事故・盗難

第 21 条（故障）

異常又は故障を発見したときは直ちに安全な場所に停止し、当社へ連絡して指示に従ってください。無断で修理した費用は、当社が認めた場合を除き負担しません。

第 22 条（事故）

事故の大小、相手方の有無、責任割合にかかわらず、直ちに負傷者救護、危険防止、警察への届出、当社（087-800-7304）への連絡及び保険会社への連絡を行い、当社と保険会社の調査に協力してください。相手方と無断で示談しないでください。

警察又は当社への連絡を怠った場合の保険適用は保険会社の判断によります。保険金・補償金が支払われない損害は借受人又は運転者が負担します。

第 23 条（盗難）

盗難その他の被害を受けたときは、直ちに警察及び当社へ連絡し、当社及び保険会社の調査に協力してください。

第 24 条（レッカー等）

事故・故障時のレッカー、搬送、引取費用は、付帯保険又はロードサービスで支払われる範囲を超える部分を借受人又は運転者が負担します。タイヤ、ホイール、鍵の紛失・破損等については、修理、交換、解錠、搬送その他の実費を負担します。

第 7 章 賠償・保険・補償

第 25 条（損害賠償及び NOC）

借受人又は運転者が第三者又は当社に損害を与えた場合、その損害を賠償します。事故、盗難、故障、汚損、臭気等で車両を利用できない期間の営業補償として、修理期間や実際の休車日数にかかわらず、予定返還場所へ自走して返還された場合は 20,000 円、自走不能又は予定返還場所へ返還されなかった場合は 50,000 円の NOC を支払います。レッカー等の費用は別途負担します。

第 26 条（基本補償）

当社がレンタカーについて締結した保険契約の適用が認められる場合、対人補償は 1 名につき無制限、対物補償は 1 事故につき無制限（免責 10 万円）、人身傷害又は搭乗者補償は 1 名につき 5,000 万円を限度として保険金又は補償金が支払われます。実際の補償は各車両の保険契約及び保険会社の認定によります。

車両補償は車両保険加入車両に限り適用され、1 事故につき車両時価額まで、免責 20 万円とします。貸渡証に車両保険加入の有無を明示します。車両保険未加入車両には車両補償はありません。

第 27 条（車両保険未加入車両）

車両保険未加入車両で車両損害が発生した場合、借受人又は運転者が利用できる他車運転特約その他の保険を優先して使用します。その保険で支払われない修理費、車両時価額、搬送費その他一切の損害は借受人又は運転者が負担します。

第 28 条（免責補償制度）

車両保険加入車両に限り、借受人は貸渡契約締結時に 1 日 1,650 円（税込）で免責補償制度へ加入できます。加入期間中に適用条件を満たす事故について、対物免責 10 万円、車両免責 20 万円及び第 25 条の NOC を免除します。

飲酒・薬物運転、無免許運転、事前登録外運転者による運転、警察又は当社への未連絡、無断延長中の事故、故意又は重大な過失、鍵の紛失・破損、給油間違い、約款又は保険約款違反、その他保険金が支払われない場合には免責補償制度を適用しません。免責補償料は中途解約しても返金しません。

第 29 条（保険・補償の対象外）

保険約款又は補償制度の免責事由に該当する損害、補償限度額を超える損害、警察又は当社への必要な届出・連絡がなく保険会社が支払対象外とした損害、タイヤ・ホイール・鍵、給油間違い、車内装備品その他保険対象外の損害は借受人又は運転者が負担します。当社が立替えた場合、直ちに弁済するものとします。

第8章 契約の終了・解除

第30条（使用不能による終了）

故障、事故、盗難等でレンタカーが使用不能となったとき、貸渡契約は終了します。借受人等の責めに帰すべき事由による場合、当社は貸渡料金を返還せず、引取・修理等の費用を請求できます。当社の責めに帰すべき貸渡前の不具合による場合は、代替車両の提供又は未使用期間相当額の返還を行います。

第31条（契約解除）

借受人又は運転者が約款に違反した場合、当社は催告なく契約を解除し、直ちに返還を請求できます。この場合、受領済の料金は返還せず、回収費用その他の損害を請求できます。

第32条（中途解約）

借受人は当社の同意を得て中途解約できます。返金の有無及び解約手数料は、予約時の見積書又は料金表に定めるものとします。

第9章 個人情報

第33条（利用目的）

当社は、貸渡証の作成及び法令上の義務の履行、本人確認・審査、契約・事故・違反・不返還への対応、料金請求、サービス案内、品質向上及び統計資料作成のため、借受人及び運転者の氏名、住所、連絡先、運転免許証情報その他必要な個人情報を取得・利用します。

違法駐車、不返還、事故対応その他法令又は契約の履行に必要な場合、警察、保険会社、関係事業者等へ必要な範囲で情報を提供することがあります。

第10章 雑則

第34条（相殺）

当社及び借受人は、この約款に基づく相互の金銭債務を、対当額で相殺できます。

第35条（遅延損害金）

金銭債務の履行を怠った場合、法令で許容される範囲内で年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第36条（約款等の変更）

当社は、法令の改正、社会情勢、サービス内容その他相当の事由がある場合、変更内容及び効力発生日をHP等で周知してこの約款及び細則を変更できます。

第37条（合意管轄）

この約款に関する紛争は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社本店又は営業所所在地を管轄する裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

株式会社スマイルライド 楽レン 087-800-7304